

○大阪市エイズ対策評価委員会規則

平成 25 年 7 月 26 日

規則第 163 号

大阪市エイズ対策評価委員会規則を公布する。

大阪市エイズ対策評価委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 28 年大阪市条例第 35 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき、大阪市エイズ対策評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の名指する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康局において処理する。

(施行の細目)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。